

電気通信大学レーザー新世代研究センター規程

制定 平成11年4月1日

最終改正 令和5年1月11日規程第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、電気通信大学レーザー新世代研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、光学、レーザー技術を駆使することにより、光や原子の制御を行い、その応用により普遍的な技術を確立し、更には産業応用可能な技術開発を行い、また、レーザー関連研究の国際共同研究拠点として国際的学術交流に寄与することを目的とする。

(職員等)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授
- (3) 准教授又は講師
- (4) その他の職員

2 センターに、特任教員又は客員教員を置く。

3 前2項に掲げる者のほか、電気通信大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授及び講師のうち、センターにおいて、センター専任の教員と同等の研究活動を行う者を兼務所員として置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の専任の教員から学長が指名することができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、電気通信大学レーザー新世代研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する規程は、別に定める。

(共同研究の推進)

第7条 センターにおいては、第2条の目的を達成するため、学内の研究者（「学内共同研究者」という。）及び他の大学又は研究機関の研究者（以下「学外共同研究者」という。）と共同して研究を行う。

2 学外共同研究者のうち、特にセンター長が認めた者については、特別共同研究者と称することができる。

3 学内共同研究者及び学外共同研究者の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日規程第92号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日規程第24号)

1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 電気通信大学レーザー新世代研究センター教育研究職員の選考に関する規程は、廃止する。

附 則 (平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第73号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第134号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規程第158号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日規程第7号)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月11日規程第72号)

1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。

2 電気通信大学レーザー新世代研究センター長選考規程は、廃止する。